

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

1. 趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号。以下「旧法」という。）の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められるなどの改正が行われたため、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

引用している旧法の題名及びその略称等を改める。【第 187～189 条】

（現 行）題名：行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

略称：情報通信利用法

（改正後）題名：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

略称：情報通信技術活用法

3. スケジュール

公布日：令和元年 12 月 2 日

施行日：デジタル手続法の施行の日（令和元年 12 月予定）